

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「光の道」推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の創設
2	要望の内容	電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正を行い、改正法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画に従って、電気通信事業者等の民間企業・法人が、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションを公共施設に導入するために必要となる以下の対象設備について、課税標準の特例措置を適用する。【新設】 ① 対象者 電気通信事業者等の民間企業・法人 ② 対象設備 ・公共アプリケーションを導入するために公共施設等に整備される回線設備、サーバー及びソフトウェア ③ 措置内容 上記の対象設備について、取得後5年度分の固定資産税に関して、課税標準を2/3に圧縮。
3	担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課・高度通信網振興課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2015年頃を目途に、すべての世帯(100%)で超高速ブロードバンドサービスを利用とする「光の道」構想の実現を加速させ、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。 このため、超高速ブロードバンドの利活用を促進する観点から、医療、教育、行政等の生活に密着した公共アプリケーションの導入について民間事業者等にインセンティブを付与するための税制優遇措置を講じるものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）抄 II. 2. 地域の絆の再生 <u>2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスの利用を実現する「光の道」を完成させることにより、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化を実現する。</u></p> <p>[新たな情報通信技術戦略 工程表(平成22年6月22日)] 2. (4). i) 地域の活性化 「光の道」構想の推進 総務省：<u>2010年内に具体策を確定し、2011年度に向けて所要の法案等を提出</u></p> <p>○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)抄 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 <u>成長を支えるプラットフォーム</u></p>

		<p>(5)科学・技術・情報通信立国戦略 ～IT立国・日本～ (情報通信技術は新たなイノベーションを生む基盤) 情報通信技術は、距離や時間を超越して、ヒト、モノ、カネ、情報を結びつける。<u>未来の成長に向け、「コンクリートの道」から「光の道」へと発想を転換し、情報通信技術が国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、新たなイノベーションを生み出す基盤となる。</u></p> <p><21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト> <u>成長を支えるプラットフォーム</u> Ⅴ 科学・技術・情報通信立国における国家戦略プロジェクト 16. 情報通信技術の利活用の促進 (前略)「光の道」構想(2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用)の実現を目標とし、<u>速やかに必要な具体的措置を確定した上で、所要の法案等を提出する。</u></p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策13 情報通信技術利用環境の整備
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 超高速ブロードバンド利用率(全体世帯数に占める光ファイバサービスの加入契約数)は、平成21年度末で33%となっており、「光の道」構想の実現に向けて、今後さらなる利用率の向上が必要。 これを踏まえ、平成23年度からの5ヶ年度で利用率を100%とするため、本措置の適用期間中(2年間)に超高速ブロードバンド利用率60%を達成する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 超高速ブロードバンド利用率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、民間企業等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進することで、超高速ブロードバンドの積極的な活用を図り、利用率を向上させ、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。</p>
8	有効性等	① 適用数等 2,856件 ※対象として想定される公共施設数から算出。
	② 減収額	初年度: 141百万円 平年度: 345百万円 ※電気通信事業者等へのヒアリングから事業費や投資見込額を推計して算出。
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成24年度) 我が国の持続的な経済成長を実現するためには、超高速ブロードバンドインフラの充実により、ICTの徹底利活用を促進することは急務の課題。 そのため、本措置により、医療、教育、行政等の生活に密着した公共アプリケーションの導入について民間企業等にインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利活用を促進することで、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成23年度～平成24年度)</p> <p>平成23年度からの5ヶ年度で超高速ブロードバンド利用率100%とするため、本措置により、民間企業等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要を創出し、本措置の適用期間中(2年間)に超高速ブロードバンド利用率60%を達成する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成23年度～平成24年度)</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率は平成21年度末で33%にとどまっているところ、本措置のように民間企業等の投資を加速するインセンティブがなければ、利用率の大幅な向上は見込めず、平成23年度からの5ヶ年度での超高速ブロードバンド利用率100%の達成は困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成23年度～平成24年度)</p> <p>本措置を講じることにより、地域における拠点施設である公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進することで、それら積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要を創出し、さらには、ICTサービス市場の活性化・創成、他産業への波及効果など、多大な経済効果が期待されるものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>ブロードバンドインフラ整備については、これまでの税制優遇措置により、一定程度整備が図られてきたところ。</p> <p>しかしながら、超高速ブロードバンドの利用率は33%にとどまり、利用率向上に資する新たな優遇措置が求められているもの。</p> <p>このため、民間事業者に投資インセンティブを付与し、早期に集中的な投資を喚起する効果を有する税制優遇措置を講じることにより、超高速ブロードバンドの利用率を向上させることは、「光の道」構想を実現する上で極めて効果的かつ適正である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>「光の道」構想の推進に関しては、平成23年度予算要求において、公共アプリケーションによる利活用と一体となった超高速ブロードバンド基盤整備について、地方公共団体等に対して事業費の一部を支援していく。</p> <p>あわせて、超高速ブロードバンド利活用の向上の観点から、当該税制優遇措置により、民間事業者による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用率の向上を図る。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置により、地域における拠点施設である公共機関において、超高速ブロードバンドを利用した公共アプリケーションの導入が促進され、「光の道」構想の実現が加速化することによって、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化が期待される。</p>
10	有識者の見解	<p>総務省が開催する「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において取りまとめられた「光の道」構想の実現に向けて「基本的方向性－」(2010年5月)において、以下のとおり指摘されているところ。</p> <p>「光の道」の整備</p> <p>4 利用率向上の考え方(30%→100%)</p> <p>(3)「光の道」整備における公共機関の先導的役割</p> <p>(略)特に、ブロードバンド普及促進のためには、公共機関が果たす先導的役割が重要である。地方自治体(役場)、学校、病院、図書館、公民館、警察、消防等の地域における拠点施設に対して、超高速・大容量のインフ</p>

		<p>ラ整備を行うとともに、その積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要の創出等、ブロードバンド利用のインセンティブを高める施策を検討・実施することが必要と考えられる。</p>
11	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	